

草地造成も土地改良区で 土地改良法一部改正法案

政府は再会国会に土地改良法の一部改正法案を提出することとなっている。

これは農業生産のうごきに対応して、生産基盤である農用地の整備、開発が必要となってきたため、土地改良制度としての土地改良法を改正することとなったものである。

農業構造改善事業では、農用地の集団化、交換、区画整理事業が大規模におこなわれることとなるが、こうした各種改良事業が個々バラバラなかたちで実施されるのは好ましくない。

このため、この度の改正では農用地の改良や保全に必要な各種事業が円滑に一体的になされるよう措置されることとなる。

また今回の改正でもっとも注目されるのは土地改良法に基づく土地改良区の事業対象範囲が広まったことである。今までの事業対象範囲は耕作の目的に供される土地のみ、すなわち農地の改良開発、保全、集団化事業となっていたが、こんどの改正案では耕作を目的とした土地のほか、おもに家畜の放牧、または家畜用の採草を目的とした土地、すなわち草地をも含めた土地を農用地として、この法律の適用範

囲に入れ法の拡大がはかられることとなる。

これは農業構造の改善と農業生産の選択的拡大部門として畜産生産を伸ばす必要があるところから、土地改良区の事業内容に草地の改良、開発、保全事業が加えられることとなったのである。

さらに従来、田畑など農地の造成事業などは土地改良区全員の3分の2以上の同意を得ることになっていたが、こんどは未墾地の場合、草地などを造成しようとするときは、事業参加資格者全員の同意を得よう改正されることとなっている。

これはすでに開拓地などで採草放牧地を造成する場合、全員の同意でなされているという事実があり、またさきに畜産局が設けた草地制度懇談会でも「草地造成については、受益地は特定の団地にきまってしまうから土地改良区全員の3分の2以上の多数の同意を得て事業を進めるということには無理がある。

このため、土地改良法で草地造成をすすめようとするなら、その草地の造成事業の参加資格者のみ全員の同意ということで事業を行なうべきだといった意見があったためとみとめられている。

◎県畜産試験場で赤かび麦の給与試験

県畜産課および畜産関係試験場では、このほどから赤かび麦の家畜に対する給与試験の準備を行っていたが、7月中旬頃から養鶏試験場でマウスおよび産卵鶏を、和牛試験場で子豚を使って、試験を開始し、その毒性や給与量等について研究することになった。